

狛江市名誉市民候補の推挙について

狛江市名誉市民条例に基づく狛江市名誉市民について、下記に該当する方がいらっしゃいましたら候補者としての推挙をお願い致します。

なお、名誉市民は、庁議にて決定された候補者を市長が推挙し、議会に同意を得て決定されるものです。

1. 目的

社会、文化等の興隆に功績がある方に対し、その功績をたたえ、市民の敬愛の対象として顕彰するため。

2. 条件

下記、狛江市名誉市民条例第2条の各号のいずれにも該当する方

- (1) 市民又は市に縁故の深い者
- (2) 公共の福祉の増進又は学術・技芸等の進展に寄与し、もって市民生活の向上又は文化の発展に貢献し、その功績が顕著な者
- (3) 市民が郷土の誇りとし、市民に深く尊敬される者

ただし、定義として次の①、②の条件を持たす必要がある。

- ① 狛江市民である又は市内に功績が発生する事象の籍を有している
- ② 全国的に知名度がある

3. 調査事項

次回7月7日(火)庁議までに、秘書広報室秘書担当へお知らせください。

※様式の指定なし。わかる範囲で構いません。

- ・氏名(ふりがな)
- ・生年月日
- ・住所
- ・本籍地
- ・功績分野、肩書き等

4. 顕彰までのスケジュール(予定)

- 7月7日(火)庁議までに、候補者の推挙
- 7月14日(火)庁議にて候補者決定
- 7月21日(火)庁議にて議案として提出(審議は7月28日庁議)
- 8月31日(月)狛江市議会第3回定例会招集日にて議決
- 10月25日(日)市制施行50周年記念式典にて顕彰